

～熊野町の平成23年度の決算を身近な金額にたとえると～

※その他の項目で端数調整をしています。



歳出総額を10万円に例えると左の図の割合になります。



● 主な整備事業 ※ 普通建設事業費では3億6,823万円を支出しています。

- 熊野第一小学校耐震工事 (中溝)
- 深原地区町有地造成事業 (萩原・新宮)
- 出来庭川角中央線新設 (出来庭・川角)



事業費 5,734 万円
IS 値の低い熊野第一小学校西校舎の耐震化として、耐震補強工事を行いました。
※ IS 値 = 建物の耐震性能を表す指標で、IS 値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断されます。



事業費 4,590 万円
町有地の活用により、地域産業の活性化を図ります。主に土工・法面工・擁壁工・排水工・砂防堰堤工・流路工を実施しました。



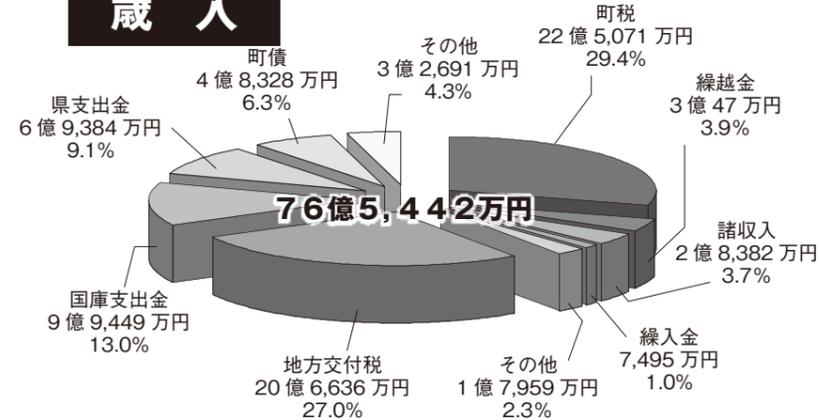
事業費 3,631 万円
西部地区の交通ネットワークを強化するため、熊野団地と出来庭地区を連絡する道路の整備工事を実施しました。
道路工 L = 180 m W = 9.5 m

平成23年度 決算をお知らせします

平成23年度 (平成23年4月～平成24年3月) の決算が9月定例議会で認定されました。
※数値については表記単位未満を端数処理しています。

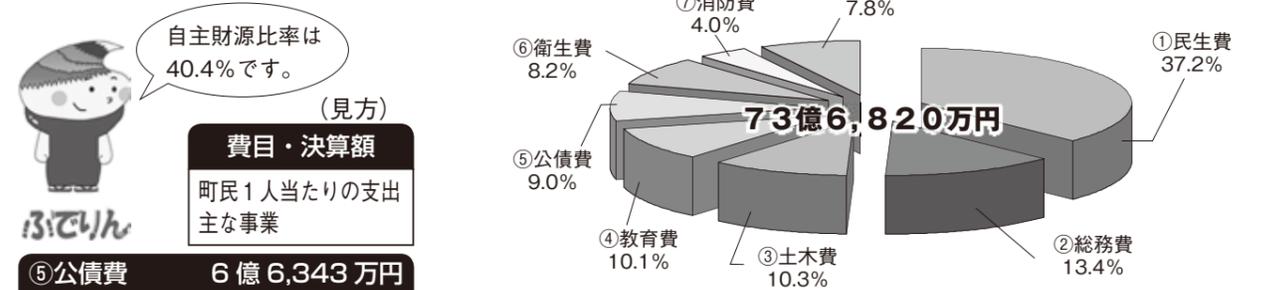
一般会計とは、福祉、道路、教育など町が一般行政を進めるための収入、支出を経理する会計です。

歳入



■ 一般会計
歳入 76億5,442万円
前年度比 9,342万円減 (1.2%減)
歳出 73億6,820万円
前年度比 7,937万円減 (1.1%減)

歳出



自主財源比率は40.4%です。(見方)
費目・決算額
町民1人当たりの支出
主な事業

⑤公債費 6億6,343万円 1人当たり 26,516円	③土木費 7億6,011万円 1人当たり 30,380円 ・深原地区町有地造成事業 ・町道出来庭川角中央線新設事業 ・町道深原公園線新設事業	①民生費 27億4,312万円 1人当たり 109,637円 ・地域支え合い体制事業を実施 ・保育所、福祉事務所の運営 ・ヘルパー2級資格取得を支援
⑦消防費 2億9,584万円 1人当たり 11,824円 ・広島市消防への事務委託 ・消防団の活動支援 ・災害時の備蓄物資調達	④教育費 7億4,401万円 1人当たり 29,737円 ・小中学校校舎等の耐震2次診断 ・熊野第一小学校西校舎の耐震工事 ・学校図書館用図書を大量購入	②総務費 9億8,945万円 1人当たり 39,546円 ・LED防犯灯整備事業の実施 ・住居表示事業の完了 ・生活福祉交通計画の策定

⑧その他 (商工費、議会費、農林水産業費、諸支出金) 5億7,006万円
1人当たり 22,784円
・筆を活用した産業観光の推進
・老朽化水路の改修
・イノシシ等の駆除
・林道維持管理

※各説明の番号は円グラフ中の番号と呼応しています。

● 特別会計及び企業会計

会計名	歳入	歳出	差引	
国民健康保険事業特別会計	32億3,035万円	32億1,132万円	1,903万円	
公共下水道事業特別会計	9億1,423万円	9億838万円	585万円	
後期高齢者医療特別会計	4億3,066万円	4億2,438万円	628万円	
介護保険特別会計	17億6,833万円	17億3,867万円	2,966万円	
上水道事業会計	収益的収支	5億311万円	4億6,072万円	4,239万円
	資本的収支	1億3,028万円	2億4,954万円	△1億1,926万円

特別会計とは、特定の事業を行うため、一般会計とは別に、その収入、支出を経理する会計です。



■ 平成23年度決算に基づく健全化判断比率など

平成23年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおりです。
当町では、「健全化判断比率」および「資金不足比率」は、いずれも「早期健全化基準」または「経営健全化基準」を下回った、健全財政を維持しています。
なお、この健全化判断比率などにつきましては、ホームページで詳しく掲載しています。

● 健全化判断比率 (単位：%)

区分	実質赤字比率 一般会計などの実質赤字の標準財政規模に対する比率	連結実質赤字比率 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	実質公債費比率 一般会計などが負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	将来負担比率 地方債残高など、一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率
健全化判断比率	-	-	11.3	46.7
(早期健全化基準)	(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)
県内平均	-	-	13.1	144.2

注) 実質赤字額または連結赤字額がない場合は、「-」を記載しています。

● 資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率)

区分	上水道事業会計 (法適用企業)	公共下水道事業特別会計 (法非適用企業)	問合せ先 企画財政課 ☎ 820 - 5632
資金不足比率	-	-	
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと		

注) 資金不足額がない場合は、「-」を記載しています。